

1. 本庁舎の概要

多摩市役所は、多摩市のほぼ中央に位置しています。



図 多摩市役所の案内図

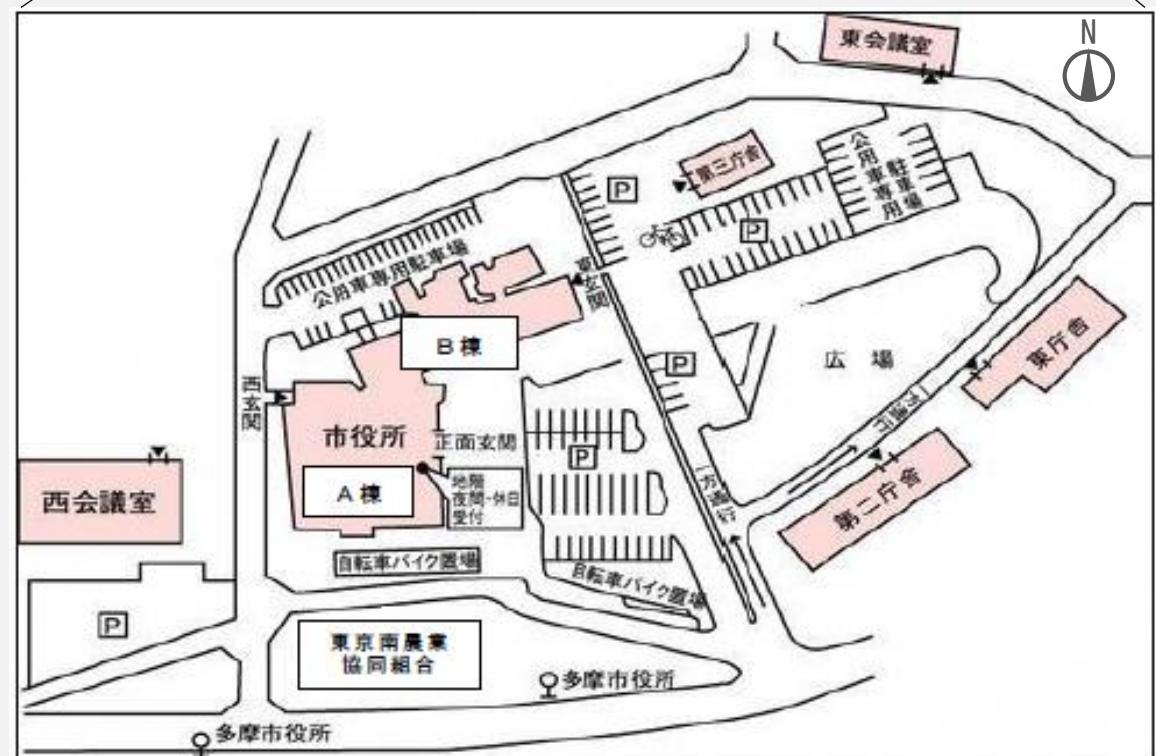


図 多摩市役所本庁舎の配置図

多摩市役所本庁舎は、7棟の庁舎から構成され、総敷地面積は19,883.02 m<sup>2</sup>（東側広場等を含む）、総延床面積は13,069.45 m<sup>2</sup>です。

本庁舎へのアクセスは、京王線聖蹟桜ヶ丘駅、京王相模原線永山駅、多摩センター駅からそれぞれバスで10分程度の距離となります。本庁舎の立地は市のほぼ中心にあります。さらに昭和61年に聖蹟桜ヶ丘駅出張所、平成2年に多摩センター駅出張所を開設しました。

本庁舎は、A棟が鉄筋鉄骨コンクリート造、B棟が鉄筋コンクリート造、東庁舎が鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造です。それ以外の建物は軽量鉄骨造となっています。建築年数が一番経過している建物は、昭和44年8月に建築された本庁舎B棟で、令和3年4月1日現在、築51年が経過しています。

本庁舎用地は、用地を順次買い増しなどを行って現在の状況になっています。

本庁舎の敷地は、やや起伏のある地形となっており、東側に駐車場や広場等があります。敷地の大半は、第二種住居地域にあり、東南の第二庁舎、東庁舎の敷地は第二種中高層住居専用地域にあります。

表 現本庁舎の概要（令和3年4月1日現在）

	建築年月 (経過年数)	建物規模等	敷地面積	延床面積
本庁舎A棟	昭和59年3月 (37年)	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上4階 地下1階	7,975.80m <sup>2</sup>	8,789.11m <sup>2</sup>
本庁舎B棟	昭和44年8月 (51年)	鉄筋コンクリート造 地上4階		
第二庁舎	平成20年3月 (13年)	軽量鉄骨造 地上2階	1,431.67m <sup>2</sup>	1,251.42m <sup>2</sup>
第三庁舎	昭和56年11月 (39年)	軽量鉄骨造 地上2階	507.77m <sup>2</sup>	331.02m <sup>2</sup>
東庁舎	平成6年3月 (27年)	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階	961.34m <sup>2</sup>	1,495.31m <sup>2</sup>
東会議室棟	平成元年3月 (32年)	軽量鉄骨造 地上2階	723.03m <sup>2</sup>	629.35m <sup>2</sup>
西会議室棟	昭和61年2月 (35年)	軽量鉄骨造 地上2階	1,485.47m <sup>2</sup>	573.06m <sup>2</sup>
計			13,085.08m <sup>2</sup>	13,069.45m <sup>2</sup>

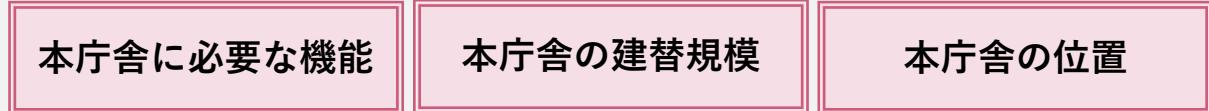
※本庁舎の敷地（13,085.08m<sup>2</sup>）のほか東側広場等の敷地（6,797.94m<sup>2</sup>）あり。

2. これまでの経過

■多摩市役所庁舎のあり方検討委員会 報告書（平成28年11月）

【基本的な考え方】

「庁舎に必要な機能」と「庁舎の建替えによる波及効果」の両面から考える。

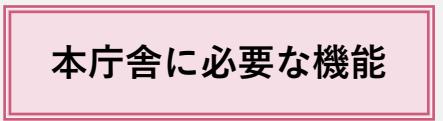


本庁舎は、市民がサービスを受ける場所、職員が執務する場所ということを前提に検討した。この前提で重要となる本庁舎の位置は決まらず。

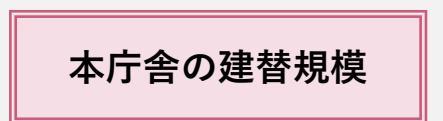
■多摩市役所本庁舎建替基本構想策定方針（令和3年7月）

【基本的な考え方】

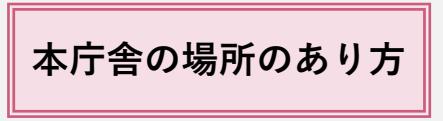
行政のデジタル化により、行政手続きのオンライン化、テレワーク等が可能になった。市民は本庁舎に行かなくても市民サービスを受けることができるようになり、職員は本庁舎に登庁しなくても勤務することが可能になった。これまでの発想の転換が必要になる。



「市民サービスの方向性」「危機管理における指令塔としての防災拠点のあり方」「庁内機能DXを念頭に、行政サービスの向上や働き方改革の促進」「環境への配慮」の視点から機能を検討



本庁舎に必要な機能等から検討して、本庁舎の建替規模の方向性及び本庁舎の建替えの位置を決めるための考え方を示す。



【これまでの主な経過】

年	内 容
平成7年	本庁舎B棟耐震診断。 ⇒「耐震安全性に疑問あり」
平成17年6月	多摩市庁舎建設ワーキングチーム（庁内関連部署職員で構成） 「多摩市庁舎問題庁内検討報告書」
平成19年12月	多摩市役所庁舎の在り方懇談会設置
平成20年10月	多摩市役所庁舎の在り方懇談会（学識経験者・市民委員等で構成）「多摩市役所庁舎の在り方報告書」 ⇒論点：経済性、機能、利便性、シンボル性、位置
平成25年11月	多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム策定
平成28年3月	多摩市役所庁舎のあり方検討チーム 「多摩市役所庁舎のあり方検討チーム最終報告書」 ⇒論点：庁舎の課題、規模、事業費、財源
平成28年4月	「多摩市役所庁舎のあり方についてのアンケート」実施（無作為抽出の市民1,000人対象） ⇒内容：来庁経験、訪れた用件、本庁舎に求めること、候補地等
平成28年10月	「将来の多摩市庁舎を考えるワークショップ」開催 ⇒テーマ：求められる機能、庁舎の位置
平成28年11月	多摩市役所庁舎のあり方検討委員会（学識経験者・市民委員等で構成） 「多摩市役所庁舎のあり方検討委員会」報告書 ⇒論点：必要な機能と建て替えによる波及効果、本庁舎の位置等
平成28年11月	多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム更新 ⇒令和11年（2029年）度までに庁舎を建替える
令和3年2月	多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）修正 ⇒令和11年（2029年）度までの庁舎の建替えに向けて、外部委員で構成する有識者会議を設置し、過去の検討経過等も踏まえて今後の庁舎のあり方について検討する

### 3. 本庁舎を取り巻く状況の変化

#### 【気候変動による広域かつ甚大な災害】

本庁舎は、災害時などの有事においては、市役所の人員や物資・ライフライン等の利用に制約が生じることを想定し、行政機能を維持し、迅速かつ的確な応急対策を講じるのに必要な優先業務を行う中核施設になります。そのため、国の指針では、業務を継続するための非常用発電機の燃料備蓄について、国の指針である72時間分を確保することになっています。

しかし、令和元年の台風15号では、千葉県を中心に大規模な停電が発生し、一部では停電解消まで72時間を超える期間を要しています。

気候変動による災害が、想定を上回る被害をもたらしています。このような事態にも対応できる本庁舎が必要です。

#### 【新型コロナウイルス感染症による人と人との接触機会の低減】

これまで本庁舎は、対面で市民サービスを提供し、職員が執務を行う場所でもありました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大では、クラスターの発生により本庁舎を全閉鎖する事例がありました。感染症のリスクに対応して、テレワーク、ウェブ会議、行政サービスの電子申請の機会の拡大が進んでいます。本庁舎は必ずしも市民が市民サービスを受けたり、職員をこれまでのように集中して配置する場所ではなくなっています。

#### 【行政のデジタル化の進展】

新型コロナウイルスへの対応を契機として、社会全体においてデジタル技術の活用が進む状況になっています。

国が策定した、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めていくための「自治体DX推進計画」では、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められるとしています。また、自治体に対しては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術を活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められるとしています。

#### 【まとめ】

- 現状の想定を上回る被害をもたらす災害にも対応できる本庁舎が必要です。
- 本庁舎は必ずしも市民が市民サービスを受けたり、職員を集中して配置する場所ではなくなっています。
- 新型コロナウイルスへの対応を契機として、社会全体においてデジタル技術の活用が進む状況になっています。
- 制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、DXが求められています。